



日本弁理士会 副会長  
高橋 祥泰

## 中小・ベンチャー企業への支援ということ —バリアフリーをめざそう—

### 今月のことば

### *monthly word*

2002年2月小泉総理大臣が「知的財産戦略を国家戦略とする」旨の施政方針演説を行い、以降知的財産推進計画の基に、我国は各界を挙げて知的創造サイクルの活性化に尽力し、その成果も実りつつある。

日本弁理士会も知的財産戦略に呼応して数々の活動を行なっている。しかし、我々はそれに甘んじることなく、知的財産活動の一層の充実化に取り組まなければならない。

一口に知的財産活動と称しても広範囲に渡るので、ここでは中小・ベンチャー企業（以下、中小企業という。）に絞って知的財産活動を考えてみる。

中小企業は、産業基盤を支えており、また地域経済への貢献も大である。日本のものづくり産業は、優れた固有の技術をもつ多くの中小企業に支えられて来たのである。

このような観点より、経済産業省は中小企業による弁理士の利用を容易にするため、例えば2005年度から「支援センター」の窓口を整備すると共に弁理士に関する情報提供や紹介、派遣等を図っている。

また、中小企業庁では「ナショナル支援センター、都道府県支援センター」、更には全国300カ所における知財支援拠点を設けている。特に、平成18年度は「知財駆け込み寺」と銘打って、中小企業への知的財産支援の活性化に意欲を燃や

されている。

その他、各都道府県、更には各種中小企業団体においても特有の活動を展開されている。

一方、日本弁理士会における中小企業支援は、基本的には約10年程前より取組んでいるが、特に5年程前からはその活動の内容及び範囲は深く、かつ広い地域において行なわれている。特にこの数年間は目を見張るものがある。

その活動の中心となるのが「知的財産支援センター」である。同センターにおいては「常設特許無料相談、中小企業向け知財セミナー、I・Tベンチャー知財セミナー、地方自治体との連携による知財セミナー、特許出願援助制度」などを精力的に展開している。また、これらとは別にタウンミーティング、商標キャラバン隊活動もある。更に、平成18年度は、これらに加えて「中小企業キャラバン隊」活動を行なうべく、鋭意計画中である。

このように、国、省庁、各地域単位、中小企業団体等、そして日本弁理士会においては、中小企業の支援活動は豊富である。しかし、その支援活動は、各中小企業自身に対して充分活用され、生かされているのであろうか。

「支援側」と「受ける側」との間に充分な支援流通がなされているのだろうか。一層の支援流通活性化のためには、何が必要なのであろうか。

中小企業に対して、「知的財産は無視できないこと、その知的財産を生かすための知的創造サイ

クルの回し方、知財人材の育成、職務発明のこと、知的財産契約、商号、ブランドの管理、そのための予算」等々、知的財産支援としてやるべきことは数多い。しかし、多くの中小企業にとっては、資金的にも、人材的にもそれらに対処できる「ゆとり」がないのが現実であろう。

上記のような、各方面からの数々の支援も「受ける側」にとっては、有難い贈り物ではあるが、その活用が充分できないことが多かろう。

そんなことを考えているとき、東京都の中小企業団体のトップの方とお話をしたとき、「知財セミナーも良いが、弁理士はもっと地道な活動もして欲しい。弁理士はシキイ（敷居）が高いという話も結構ある。」と言われた。

私はこの「弁理士はシキイが高い」と言われたことにショックを受けた。「シキイが高い」ということは、中小企業の社長や技術者からみると「弁理士は雲の上の人に見える」とのことである。つまり、余りにも近づき難いということである。

考えてみれば、知的財産は法律絡みであり、技術を中心とする中小企業やその技術者にとっては、全く別世界であろう。そこに、シキイがあることは分る。各弁理士自身も知的財産の専門家としての自負があり、それが強くなければなる程シキイが高くなっていく。また、一方中小企業にとっても、「知的財産は難しい、それを理解している時間も人材もない」となると、ますます弁理士との間のシキイが高くなってしまふ。

そんな風に考えると、シキイの高さは双方が作っているものと考えることができる。それは、日常における人と人との関係、組織と組織との関係と同じである。

弁理士と中小企業との間のシキイを低くするためにはどんなことがあるだろうか。知的財産の基

礎、弁理士の仕事、中小企業が置かれている立場、中小企業が困っていること等々について、お互いにフランクに話し合う場を沢山作ること、これがシキイを低くすること、つまり双方間の「バリアー」を低く、更にはなくすこと（バリアフリー）に繋がると思う。

日本弁理士会、更には各弁理士が、中小企業団体、中小企業、中小企業技術者達とバリアフリー推進のための対話と理解を進める必要がある。

日本弁理士会においては、先に述べた中小企業向け知財セミナー、常設特許無料相談会の他に、最近では弁理士を探し易くするための「弁理士ナビ」など、種々の支援をしている。そして、その実施に当っては「受講者、相談者が理解し易いよう」、受講者達の意見を聞いたり、中小企業支援者向け研修を行なうなど、種々の努力をしている。しかし、充分とは言えないであろう。

今後は、更に中小企業の要望を充分に取り入れ、セミナーの内容（何を知りたいか。講義方法、実習方法、テキストなど）、知財セミナーや相談会の開催方法（場所、時期）、電話、ファクシミリ、電子メール等の電子手段によるタイムリー相談などについて、一層きめ細かい対応が必要である。

これらによって、「支援側」と「受ける側」との融合が促進され、支援効果が一層発揮されることになる。

そして、またここに最も必要なことは、個々の弁理士が「バリアフリー」を念頭に、個々の中小企業と対話をもつことである。

中小企業の支援は、国家戦略において、弁理士にとっても大きな責務である。

中小企業支援における「バリアフリー」を目指しましょう。